

総合科学技術研究科農学専攻 修士論文の審査と取扱いに関する申し合わせ

平成 28 年 12 月 12 日 教務委員会

1. 趣旨

この申し合わせは、静岡大学大学院総合科学技術研究科規則第 19 条及び第 20 条の規定に基づき、総合科学技術研究科農学専攻における修士論文の審査及び最終試験に関し、必要な事項を定める。

2. 修了の意思表示

標準修業年限を超えて修了を希望する者は、下記のとおり意思表示を行うものとする。

1) 4 月入学者

年度末に修了を希望する場合は 10 月末日までに、前学期末に修了を希望する場合は 4 月末日までに「修了申請書」(様式 1-1) を学務係へ提出する。

2) 10 月入学者

前学期末に修了を希望する場合は 4 月末日までに、年度末に修了を希望する場合は 10 月末日までに「修了申請書」(様式 1-2) を学務係へ提出する。

3. 修士論文の審査等に関する日程

修士論文の審査等に関する日程は農学専攻会議又は農学代議員会で決定する。

4. 論文題目の提出

- (1) 修士論文の審査を受けようとする者は、修士論文の題目について指導教員に相談のうえ決定する。
- (2) 指導教員は、所定の日時までに指導学生の修士論文題目及びその審査を担当する審査委員 3 名以上を選出し、学務係へ「修士論文題目及び審査委員報告書」(様式 2) を提出する。
- (3) 「修士論文題目及び審査委員報告書」で報告した論文題目は、原則変更できないものとする。

5. 修士論文の審査及び最終試験

- (1) 修士論文の審査及び最終試験は、審査委員会が主査の統括の下に行うものとする。
- (2) 修士論文の審査に当たっては、次に示す審査基準をもとに実施するものとする。
 - 1) 研究課題に関する背景と目的が明確にされていること。
 - 2) 研究計画や研究方法が十分に吟味されていること。
 - 3) 得られた結果に基づく結論が論理的に導かれていること。
 - 4) 論文の内容に新規性、独創性または有用性のいずれかが含まれていること。
- (3) 修士論文の審査は、論文の査読、口頭発表及び口述試問の結果に基づき、合否の判定を行うものとする。

(4) 上記基準と方法で審査を行い、「合」「否」の2段階で評価する。

- ・修士論文としての水準に達しているもの…「合」
- ・修士論文としての水準に達していないもの…「否」

6. 審査結果

審査委員会（主査）は修士論文の審査及び最終試験の結果を「修士論文・最終試験結果報告書」（様式3）並びに「修士論文審査報告書」（様式4）により、学務係へ報告する。論文審査の結果、「否」となった場合は「修士論文審査報告書」（様式4）は提出しない。

7. 学位授与の認定

- (1) 学務係は、審査委員会（主査）から提出のあった「修士論文・最終試験結果報告書」（様式3）の結果と修了要件単位を全て修得済みであること及び授業料を納付済みであることを確認のうえ修了判定原案を作成し、当該コースの教務委員が点検する。
- (2) 学位授与の認定は、学務係が作成した修了判定原案を教務委員会が確認したうえで、農学専攻会議が審議し、その結果を総合科学技術研究科教授会に報告する。
- (3) 総合科学技術研究科教授会が農学専攻会議の報告を受けて学位授与を議決したときは、研究科長は「修士論文審査報告書」等により学長に報告するものとする。